

令和 5 年 8 月

砺波広域圏事務組合議会

定例会会議録

砺波広域圏事務組合議会

本定例会に付議された議案等の件名

議案第 10 号 令和 5 年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 11 号 令和 4 年度砺波広域圏事務組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第 12 号 令和 5 年度砺波広域圏事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）

報告第 5 号 令和 4 年度砺波広域圏事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 6 号 令和 4 年度砺波広域圏事務組合一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

認定第 1 号 令和 4 年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2 号 令和 4 年度砺波広域圏事務組合水道事業会計決算認定について

令和5年8月砺波広域圏事務組合議会定例会会議録目次

★ 8月22日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
開議及び閉議の日時	1
出・欠席議員の氏名	2
説明のため議場に出席した者の職・氏名	2
職務のため議場に出席した事務局職員	2
開会の宣告	2
報告事項(例月出納検査及び資金不足比率の審査報告)	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第10号から議案第12号、並びに報告第5号、報告第6号 及び認定第1号、認定第2号	4
提案理由の説明 夏野管理者	4
令和4年度決算の審査結果の報告	8
一般質問及び上程全議案に対する質疑	12
総務常任委員会付託	28
総務常任委員長報告	28
質疑・討論	30
採決(議案第10号)	30
採決(議案第11号)	30
採決(議案第12号)	31
採決(報告第5号及び報告第6号)	31
採決(認定第1号及び認定第2号)	32
閉会中の継続審査	32
閉会のあいさつ	33
閉会の宣告	34

令和5年8月砺波広域圏事務組合議会定例会会議録

1 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 提案理由説明、決算の審査結果報告

議案第10号から議案第12号まで、令和5年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算（第1号）外2件、並びに報告第5号、報告第6号、令和4年度砺波広域圏事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について外1件、及び認定第1号、認定第2号、令和4年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について外1件

日程第4 一般質問、質疑、委員会付託について

日程第5 総務常任委員長報告、質疑、討論、採決

議案第10号から議案第12号まで、令和5年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算（第1号）外2件、並びに報告第5号、報告第6号、令和4年度砺波広域圏事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について外1件、及び認定第1号、認定第2号、令和4年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について外1件

日程第6 閉会中の継続審査について

1 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

1 開議及び閉議の日時

令和5年8月22日 午後3時33分

令和5年8月22日 午後4時51分

1 出席議員（12名）

1番 石川 弘	2番 古軸 裕一	3番 川辺 一彦
4番 山本 善郎	5番 島崎 清孝	6番 川岸 勇
7番 榊 祐人	8番 蓮沼 晃一	9番 今藤 久之
10番 才川 昌一	11番 片岸 博	12番 山森 文夫

1 欠席議員（0名）

なし

1 説明のため議場に出席した者の職、氏名

管 理 者	夏野 修	副 管 理 者	田中 幹夫
監 査 委 員	須河 透	会 計 管 理 者	東川 弘美
事 務 局 長	平木 宏和	水 道 事 業 所 長	本田 幸雄
総 務 課 長	金岩 克	クリーンセンターとなみ所長（兼）	平木 宏和
南砺リサイクルセンター所長	堀川 茂治	水道事業所業務課長	金子 武
水道事業所工務課長	齋藤 司		

1 職務のため議場に出席した事務局職員

総務課主幹庶務係長	小西 啓介	総務課主幹企画係長	一前 康博
-----------	-------	-----------	-------

1 会議の経過

午後 3 時 3 3 分 開会

○議長（才川君） ただいまの出席議員は、12名、全員であります。

定足数に達しておりますので、これより令和5年8月砺波広域圏事務組合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を

開きます。

はじめに、報告事項を申し上げます。お手元に配付のとおり監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により実施した例月出納検査及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により実施した資金不足比率の審査の報告をそれぞれ受けておりますので、ご確認をお願い申し上げます。

○議長（才川君） これより本日の日程に入ります。

○議長（才川君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において

2番 古軸 裕一 君

3番 川辺 一彦 君

を指名いたします。

○議長（才川君） 次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと存じます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（才川君） ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（才川君） 次に、日程第3 議案第10号から議案第12号まで、令和5年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算（第1号）外2件、並びに報告第5号、報告第6号、令和4年度砺波広域圏事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について外1件、及び認定第1号、認定第2号、令和4年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について外1件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 夏野 修 君

〔管理者 夏野 修 君 登壇〕

○管理者（夏野君） 本日、砺波広域圏事務組合議会8月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、7月12日から13日にかけての記録的な大雨により、圏域内でも多くの被害と犠牲がございました。被害に遭われた方にお見舞いを申し上げます。

また、南砺市砂子谷地内で発生した土砂崩れにより、住民への避難を呼びかけられていた南砺市議会議員であった赤池議員が巻き込まれ犠牲になりました。赤池議員には、広域圏の新最終処分場の建設地選定等で地元議員として、地区との調整にあたっていただくなど、多大なご尽力を賜りました。これからの本格的な事業実施にあたり、引き続きお力をお借りしたいと考えていただけないに誠に残念でありませんが、これまでのご功績に感謝し、改めて心より哀悼の意を表するとともに、遺志を引き継ぎ、立派な施設とするよう努めてまいります。

なお、大雨による災害廃棄物につきましては、構成市と連携し、グリーンセンターとなみ及び南砺リサイクルセンターの両施設で対応し、4件、3.1トンを受け入れたところでもあります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、5月に感染症法上の位置付けが季節性インフルエンザと同等の「5類」へ変更されましたが、本圏域内では県下でも比較的多くの感染者が見られることから、引き続き、基本的な感染対策が求められているところでもあります。

こうした状況下ではありますが、ごみ処理や水道事業、また、急患センターの運営などは住民生活と直結した、停滞が許されない事業ばかりであるため、感染拡大防止策をとるとともに、構成市はもとより国・県とも十分に連携を図りながら、事業を着実に進めてまいり所存であります。

このようななか、本日提出いたしております令和4年度一般会計決算につきましては、2億4,455万1千円、また、水道事業会計につきましては、損益収支で1,860万1千円と、それぞれ黒字決算となりました。

それでは、砺波広域圏事務組合の主な事業の進捗状況等について申し上げます。

はじめに、清掃事業について申し上げます。

令和4年3月にグリーンセンターとなみ基幹的設備改良工事が完成し、圏域内全ての可燃ごみを一括処理するようになり、丸1年が経過しましたが、南砺リサイクルセンターからの可燃ごみ搬入を含め、順調に実施されております。

この関連で実施しておりました主要地方道砺波細入線

右折車線設置工事につきましては、8月上旬にほぼ工事を完成し、供用を開始したところであります。

また、令和6年4月からのプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に関する業務につきましては、構成市や再商品化業者とも連携・協力し、諸手続きを進めており、一層の減量化や資源化を図ってまいりたいと考えております。

このほか、南砺市蔵原地内で建設を計画している新最終処分場につきましては、生活環境影響調査の追加調査を実施し、結果に基づき、県等との調整、協議等を再開したところであります。令和6年2月の建設着手に向け、地元との調整を急ぎ進めてまいります。

次に、砺波医療圏急患センターについて申し上げます。

令和4年度の受診者数は、令和5年2月より医療スタッフ等の理解を得て、発熱外来の措置対応をとったところ、内科、小児科を合わせて2,837人となり、前年度の2,653人より184人増加したものの、コロナ禍前の令和元年度の7,553人を大きく下回る状態が続いております。

令和5年度の4月から7月までの4か月の状況につきましては、小児のRSウイルスやヘルパンギーナの流行もあり、内科、小児科を合わせて1,054人となり、前年同期の798人に比べ256人増加しております。

引き続き、砺波医師会を中心とする管内医療関係者等の協力を得て、砺波医療圏の一次救急医療機関としての役割を担うとともに、安心して治療が受けられるよう、医療スタッフの確保や施設の適切な維持管理に努めてまいり

ます。

次に、水道事業について申し上げます。

令和4年度の供給水量につきましては、日平均が前年度より48立方メートル減の27,207立方メートルとなり、基準水量27,000立方メートルに対し100.77パーセントの実績となったところであります。

令和4年度の経営状況につきましては、供給収益が減少したものの、維持管理費等の節減にも努めた結果、損益収支では、黒字となり、前年度繰越利益剰余金とその他未処分利益剰余金変動額を加えた累積額が5,325万円となったところであります。

なお、剰余金の処分につきましては、資本金へ組入れる予定としております。

また、本年度の主な事業につきましては、管路更新基本計画を基に、更に縮減を図れないか構成両市と検討・調整を進めており、今後とも安全で安心な水道水の安定的な供給に努めてまいります。

それでは、これより、本日提出いたしました議案等につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第10号につきましては、令和5年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算(第1号)として、南砺リサイクルセンターの除雪車車検整備及び集塵機修繕に係る需用費229万3千円を増額するものであります。

次に、議案第11号につきましては、令和4年度砺波広域圏事務組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を経て処分するものであります。

次に、議案第12号につきましては、令和5年度砺波広域圏事務組合水道事業会計補正予算(第1号)として、資本的支出 建設改良費に836万円を増額するものであります。

次に、報告第5号につきましては、令和4年度一般会計予算の県道交差点改良事業の工事費、及び新最終処分場の建設に向けた調査費等を翌年度に繰り越しするものであります。

次に、報告第6号につきましては、同じく令和4年度一般会計予算の県道交差点改良事業の工事費及び補償費のうち令和3年度から繰り越していたものを令和5年度に繰り越しするものであります。

次に、認定第1号及び認定第2号につきましては、令和4年度砺波広域圏事務組合一般会計及び水道事業会計の各決算について、それぞれ法令に基づき、監査委員の意見を付して議会の認定をお願いするものであります。

以上をもちまして、本日提出いたしました議案の説明といたします。

何とぞ、ご審議のうえ、可決、承認又は認定をいただきますようお願い申し上げます。

○議長(才川君) 次に、監査委員から令和4年度砺波広域圏事務組合一般会計及び水道事業会計 決算の審査結果報告があります。

監査委員 須河 透 君

〔監査委員 須河 透 君 登壇〕

○ 監査委員（須河君） それでは、令和4年度各会計の決算の審査結果をご報告いたします。

令和4年度の砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算、及び水道事業会計決算につきましては、去る8月3日に砺波市役所庄川支所において審査をいたしました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

審査の方法につきましては、それぞれの決算書が、議会で議決された科目毎に適正に執行、かつ表示されているか否かを確認し、予算額・収入済額及び支出済額につきましては、予算書及び証拠書類等に基づいて作成された出納日計簿、収入簿及び支出簿等と計数照合を行っております。

さらに、一般会計につきましては、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書の調査を行い、また、水道事業会計につきましては、損益計算書等の財務諸表の調査を行い、いずれの会計も既に実施した例月出納検査の状況を参考にし、関係職員の説明を聴取しながら監査を実施したものであります。

最初に一般会計の状況について申し上げます。

令和4年度の決算額は、

歳入が、	13億1,306万5,749円
歳出は、	9億9,561万5,283円で、
差引額は、	3億1,745万0,466円
翌年度への繰越財源は、	7,290万0,000円
実質収支は、	2億4,455万0,466円

となっております。

歳入歳出差引額につきましては、共通的経費と事業の区分毎に明確に処理されております。

決算の概要及び審査の結果につきましては、お手元に配付してあります一般会計決算審査意見書のとおりであります。

一般会計につきましては、前年度に比べて歳入では57.4パーセントの減、歳出では64.7パーセントの減となったところであります。

これにつきましては、クリーンセンターとなみ基幹的設備改良事業費が完了となったこと、及び砺波市エリアにおいてケーブルテレビ光ケーブル化事業が竣工したことにより、歳入、歳出が減少したことが主な要因であります。

次に、歳出の主な増減について申し上げます。

総務費では、新最終処分場建設事業に係る生活環境影響調査業務や南砺市高草嶺地内CATV光ケーブル仮復旧工事等を実施しておりますが、昨年度、砺波市エリアにおいて実施した同軸ケーブル伝送管の光ファイバー化事業が完了したため、一般管理費における事業費は大きく減額となっております。

衛生費については、保健衛生費は増額となっておりますが、清掃費は減額となっております。

このうち保健衛生費では、砺波医療圏急患センターの利用者数が、令和4年度は小児科、内科を合せ2,837人で前年度より184人増加しています。これは4年度末にインフルエンザやヘルパンギーナの流行があり、前年度より小児科で利用者数が増加したものです。

今後とも一次救急医療機関として医師の確保や救急患者に対応した運営に努めていただきたいと思います。

次に、清掃事業については、クリーンセンターとなみ

では、令和4年度のごみ処理量が、年間26,282トンと前年度に比べ4,535トン増加しております。

これは、クリーンセンターとなみ基幹的設備改良事業が完成し、南砺リサイクルセンターからの受託ごみの処理が始まったためであります。それ以外の不燃・粗大ごみ、資源ごみにおいては455トン減少しております。

また、南砺リサイクルセンターにおいては、年間7,019トンと前年度に比べ22トン減少しております。

当事務組合において、平成25年度に向こう15年間のごみ処理の方向性を定めた「ごみ処理基本計画」で、ごみの減量化目標、資源化目標等を定めていることから、この計画に沿って、当事務組合を構成する2市と適切な役割分担を図りながら、着実に各種の施策が実施されるよう望むものであります。

一般会計については、以上となりますが、今後とも費用対効果を考慮しつつ、無駄をなくし、効率的に事業を執行するとともに、健全な財政運営に努められるよう強く要望するものであります。

また、基金の運用状況であります。令和4年度末残高は、5億6,863万8,299円で、令和4年度中に構成市及び県への返還金として1,914万4千円を取崩しております。

今後とも、砺波広域圏の活性化に繋がる事業に基金を有効活用されるよう望むものです。

次に、水道事業会計の状況について申し上げます。

決算の概要及び審査の結果につきましては、お手元に配布してあります水道事業会計決算審査意見書のとおりで

あります。

業務状況については、安定的に推移しており、1日当たりの供給水量は、基準水量である2万7,000立方メートルを207立方メートル上回っております。

経営状況については、純利益を1,860万1千円計上しております。この純利益は、営業費用の増加などにより前年度と比較して303万5千円減少しておりますが、毎年度安定的に純利益を確保しており、おおむね順調に推移しております。

また、令和4年度末の現金預金の残高は15億4,653万1千円となっております。この資金については、今後予定されている老朽管路の更新には多額の事業費が見込まれることから、そのための財源の一つとして有効に活用していただきたい。

今後におきましても、災害に対する供給体制を一層強化し、適切で効率的な設備の維持管理により、低廉な料金で安心・安全な水道水を安定的に供給されるよう要望するものです。

以上、監査報告といたします。

○議長（才川君） これより日程第4 一般質問、質疑に入ります。

通告により発言を許可いたします。

7番 榊 祐人 君

○質問者（榊君） 議席番号7番の榊 祐人であります。

通告に従い、分割質問・分割答弁方式により4点の諸施策について、質問いたします。

今年7月21日、平年より2日早く梅雨明けが発表され、連日記録的な猛暑が続いており、国連のグティレス事務総長が「地球温暖化は、地球沸騰化の時代に入った」と述べ、気候変動に対する警鐘を鳴らしております。

気候変動は、猛暑だけでなく梅雨時の豪雨被害にも通じており、全国各地で毎年のように大きな被害をもたらしております。

県内では、6月28日に立山町や上市町で河川堤防の決壊などの被害が発生しました。また、7月12日の未明に石川県から南砺市にかけて線状降水帯が発生し、尊い人命が失われるなど大きな災害が発生しました。亡くなられた方には、心からの弔意と被害を受けられた方々に対しお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

まず、1点目の質問は新最終処分場についてであります。南砺市蔵原地内に建設予定の最終処分場がありますが、生活環境影響調査の結果から追加調査が必要となり、着手が遅れているところであります。このことにより、様々な影響が出ているのではないかと懸念するところであります。

そこで、追加調査の内容とその結果はどうだったのか伺います。

また、昨今は建築資材や人件費の高騰により、入札が不調になったとか、応札が無いなどの記事を見かけるところでありますが、概算工事費をどの程度になると見積もっておられるのか伺います。

併せて、財源の見通しについても伺います。

最終処分場の建設には、地元の地権者だけでなく付近住民のご理解が必要不可欠であります。5月30日の全員協議会において詳細な要望は今後取り纏めていくとのことでありました。

最終処分場建設を円滑に進めるためにも、地元要望に対し真摯に取り組まれることを期待するところでありますが、取り纏めの状況と内容について伺います。

○議長（才川君） 答弁を求めます。

事務局長 平木 宏和 君

○事務局長（平木君） 私からは、まず1点目の生活環境影響調査の追加調査の内容とその結果は のご質問にお答えいたします。

最終処分場を建設する際には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定される手続きとして、国が定める「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」に基づいた生活環境影響調査を実施する必要があります。

そこで、事業予定地内で令和3年度から4年度にかけて、大気質、騒音、振動、悪臭、地下水の現地調査を行いました。

このうち、地下水の水質調査におきまして、ダイオキシン類が観測されました。この水質調査は、地質調査の際に設置したボーリング孔を使用して実施したため、採水した際にSSと呼ばれる、水中に浮遊または懸濁している細かな土粒子等が混入し、その土粒子等に過去に使用した

農薬残留物が付着していたことによる影響を受けている可能性等が考えられました。

そこで、昨年末に富山県へ中間報告を行ったところ、その土粒子等が地下水の水質に与える影響を把握する目的で、追加調査として、懸濁態濃度、溶存態濃度を調べるための水質調査に加え、土壌調査も行うよう指導がありました。

追加調査の実施時期については、富山県と協議のうえで年間を通じて地下水の水質に与える影響が最大となることが想定される低水流量期に行うため、月間降水量が最も少ないと見込まれる令和5年5月に行いました。

なお、追加調査の結果につきましては、水質、土壌ともに国の環境基準値を全て達成していたことから、富山県へ7月上旬に結果報告を行うとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定する手続きを進めることに理解を得たところでございます。

現在は、新最終処分場の建設に向け、引き続き必要な関係法令に基づく手続きを進めております。

次に、2点目の概算工事費の見積額は 及び3点目の財源見通しは のご質問にお答えいたします。

新最終処分場建設費の概算額につきましては、令和5年度当初予算に継続費で見込総額を47億3,407万円として計上しております。

本年2月時点での積算であるため、議員にご心配いただきましたように建設資材や人件費の高騰による影響等も避けられないものと想定しているところであり、発注の際には、工法も含め十分精査したいと思います。

また、現段階での事業費の財源見通しにつきましては、補助対象事業費の3分の1である10億6千万円余りが国の交付金、30億7千万円余りが起債、構成市分担金としての一般財源は6億円弱と見込み、県を通じ国と調整中でございます。

私からは、以上であります。

○議長（才川君） 副管理者 田中 幹夫 君

○副管理者（田中君） 私からは、4点目の地元要望の取り纏め状況と内容は のご質問にお答えいたします。

新最終処分場建設にあたりまして、地元住民のご理解をいただくことは、円滑な事業運営のためにも必要なことであると認識しております。

蔵原地区には、最終処分場を受け入れることをご理解いただいていることから、地区の要望事項のうち、内容が最終処分場建設による影響との関連性が対外的にも説明でき、かつ広域圏事務組合や構成市での実施が可能なものについて、構成市と協議をしてきたところですが、生活環境影響調査の追加調査の関係で、一時的に構成市と協議が止まっております。

これまでに、地区内を通る市道蔵原1号線舗装修繕工事及び蔵原川治山工事について協議が整ったところであります。

この他、先ほど述べた条件に合うものがあれば、それらについて、新年度予算要求時期までに、構成市と協議・調整を行ってまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

○議長（才川君） 榊 祐人 君

○質問者（榊君） 2点目は、ゴミ処理についてであります。

ゴミを屋外で燃やす行為、いわゆる「野焼き」は、平成13年から廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則禁止となっており、国内最大と言われる散居景観を成す砺波平野においては、屋敷林の維持管理に苦勞している方々が大勢おられるところであります。

剪定枝の処分については、クリーンセンターとなみにおいてストックヤードでの収集と民間事業者による再資源化を行い、南砺市では期間を設定した特別回収による収集と再資源化を行っているところと理解しているところであります。

そこで、剪定枝の処理の状況についてお伺いしますが、当組合の施設と民間の処理業者の状況も併せてお答え願います。

冒頭に申し上げたとおり、気候変動への対応は待ったなしの状況であります。二酸化炭素の排出量削減には、ゴミの再資源化とゴミ排出量の削減が求められるところであります。

そこで、ゴミの再資源化率向上に向けた取組みについて伺います。

また、ゴミ排出量の削減については、人口が減少しているにも拘らず処分量は大きな変動がみられないと感じております。一人当たりの排出量の削減が求められていると思いますが、ゴミ減量化に向けた取組みについて伺います。

次に、ゴミ袋に関し伺います。現在、砺波市・南砺市それぞれに指定ゴミ袋を作成し容量も価格もまちまちですが、コストパフォーマンスを考慮すれば、統一したゴミ袋にした方が良いのではないかと考えます。

以前、統一に向けた議論がありましたが見送った経緯があります。

今後のゴミ袋統一に向けた方向性について伺います。

○議長（才川君） 答弁を求めます。

事務局長 平木 宏和 君

○事務局長（平木君） 私からは、まず1点目の剪定枝の処理の状況は のご質問にお答えいたします。

議員ご発言のとおり国内最大と言われる散居景観は、社会情勢が大きく変化した結果、屋敷林所有者にとっては負担が増しており、野焼きの禁止の徹底もあいまって、行政側でも砺波市で始まった収集日を指定した無料回収や個別回収などの取り組みは、南砺市でも設定期間内の無料回収を展開されるなど、構成両市で様々な取り組みを実施しているところであります。

クリーンセンターとなみでも、混雑緩和のための予約制導入なども行っているところでありますが、回収された剪定枝はストックヤードに仮置きして、その後は委託している民間事業者で資源化しております。

昨年度にクリーンセンターとなみへ持込された剪定枝は802トン、南砺リサイクルセンターへは89トンとなっております。いずれも、前年の令和3年度よりクリーン

センターとなみで23パーセント、南砺リサイクルセンターでも10パーセントの減となっています。これは先ほど申し上げた構成両市で剪定枝の無料回収を行い、住民に制度が周知されてきたことによるものと思われます。

砺波市での昨年度の無料回収は353トン、南砺市は620トンでした。

一方、民間の処理業者の状況は、南砺市内にある会社では、年間3,000トン受け入れされており、一部重複しますが、うち個人が70トン、南砺リサイクルセンターから89トン、南砺市の無料回収分が620トン、造園業からは2,221トンとのことでした。

昨年度の構成両市と民間を合わせた剪定枝総収集量は4,155トンとなります。

なお、回収された剪定枝は委託先で堆肥としてリサイクルされたり、燃料として資源化されています。

次に2点目の再資源化率向上に向けた取組みは、及び3点目のゴミ減量化に向けた取組みは、のご質問にお答えいたします。

昨年度、クリーンセンターとなみの紙製及びプラ製の容器包装、資源ビン並びに古紙類等の資源ゴミ処理量は789トンです。南砺リサイクルセンターでは376トンで合計1,165トンです。平成30年度合計は1,296トンであることから、5年間で10パーセント減少しています。

また、両施設では可燃ゴミの組成調査を定期的に行っていますが、乾燥ごみの重量比では紙・布類は約47パーセント、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類は約30パー

セントがごみの中に含まれています。

これら可燃ごみの中の紙やビニール類等のゴミには資源化することが可能なゴミが多く含まれていると考えられます。

来年度から、構成両市でプラスチック資源循環促進法に基づく一括回収が予定されており、これによりゴミの資源化率は一定程度上昇するのではないかと考えておりますが、いずれにせよ、基本的にはゴミ収集を行う構成両市が、まずは市民に対してゴミの減量化と資源化率向上に向けた働きかけなどの現実的な取り組みを実施することが重要であり、ゴミ焼却を行っている広域圏事務組合としてはゴミ処理の状況等のデータの提供などを通じて協力していくこととしております。

私からは、以上であります。

○議長（才川君） 管理者 夏野 修 君

○管理者（夏野君） 私からは4点目のゴミ袋統一に向けた方向性は のご質問にお答えします。

令和3年度にクリーンセンターとなみの基幹的設備改良事業が完成し、可燃ごみはクリーンセンターとなみで構成両市の全ての処理を行うこととなったことから、この際、規格や値段が異なるゴミ袋の統一を図れないかと両市のごみ担当課と広域圏事務局とで構成する管内ごみ対策協議会で協議・検討をしたところであります。

しかしながら、構成両市のゴミ袋の販売単価が異なっていた、南砺市の方が若干、全体として安いため、ゴミ袋

統一にはまずは両市の市民の理解を得ることが必要である
とのご意見や、ゴミ処理費に対するゴミ袋による住民負担
率については、自治体によってゴミ袋代金からの回収比率
の考え方が異なり、それに基づいてゴミ袋の値段が決めら
れていることから、ゴミ袋統一の議論は構成市で決めるこ
とであり、回収後のごみ処理をしている広域圏が決めるこ
とではないということ、昨年5月の広域圏事務組合議会
全員協議会でも南砺市選出の複数の議員から強い指摘が
あったことは十分ご承知のこととだと思います。

こうしたことから、今後、構成市において十分な議論が
行われ、ゴミ袋を統一したいとの方向性が出た場合には、
統一されていくものと考えています。

私からは、以上であります。

○議長（才川君） 榊 祐人 君

○質問者（榊君） 3点目は、水道事業の管路更新について
であります。

平成29年策定の新水道ビジョンを受け、管路の耐震化
を兼ねた管路更新については、令和4年の基本計画では
総工費85億円余りとなり、口径や工法を再検討して
29.7キロメートルの更新延長として78億円余りの
計画事業費となりました。

今年度、新水道ビジョンの改定を進め、実施設計を経て
令和8年度に着手し約10年間の工期を見込んでいるもの
であります。

市民に対し、安全で安心な原水を供給するためにも管路

更新は避けることができないものでありますが、巨額の工事費を賄うことは容易ではありません。財源の見通しについて伺います。

また、更新延長が相当の距離に及ぶことや工期も10年に及ぶことを考慮した場合に、工区を設定することになるかと想像しますが、どの様な順序で進めるのか伺います。

また、工事が複数年に及ぶ場合に、債務負担行為を設定するのが通常であろうかと思いますが、今回も設定するのも伺います。

○議長（才川君） 答弁を求めます。

水道事業所長 本田 幸雄 君

○水道事業所長（本田君） まず1点目の「財源の見通しは」のご質問にお答えいたします。

平成29年度策定の新水道ビジョンでは概算事業費は55億円でありましたが、令和4年度に策定しました管路更新基本計画では、材料費等の高騰や河川の横断工法の検討等によって計画事業費は、78億200万円となりました。

しかしながら、この計画事業費は現状の給水レベルを前提としたものであり、事業費も膨大となることから、今後の人口減や社会・経済情勢なども十分勘案したものとすべきと構成市から再検討の要請もあり、改めて構成市と協議、検討を進めているところであります。

さて、管路更新事業の財源につきましては、当事業所の老朽管路の大部分が、厚生労働省の生活基盤施設耐震化等

交付金に該当しており、補助率は3分の1となっております。

残る財源につきましては、留保資金の他、企業債の発行を活用し、これら以外の財源につきましても、今後、構成市と協議していくこととしております。

なお、更新財源の確保や電気料金等の諸物価高騰に対応するため財政状況が厳しい中、いずれにせよ財源については構成市の負担となることから、財源計画につきましては、管路更新事業費を再度精査したのち、新水道ビジョンの一部改定の中で取り組んでいきたいと考えております。

次に、2点目の「工区の設定と工事の進め方は」のご質問にお答えいたします。

「財源の見通しは」に対する質問でお答えしましたように、現在、事業費削減に向け、令和4年度に基本計画で策定した配管ルート案の変更も含めて構成市と協議、検討しているところであります。このため、配管ルートが決定次第、工区、施工順序を設定していきたいと考えております。

次に、3点目の「債務負担行為の設定は」のご質問にお答えいたします。

管路更新事業につきましては、全体で少なくとも10年以上かかるものと考えております。かなり大規模な工事でも期間も長期にわたることから、その間の社会・経済状況の変化による事業費や工事期間の変更の可能性も想定されるため、果たして全体を対象に債務負担行為を設定することが適当か、むしろある程度まとまった工区ごとに債務負担行為又は継続費とするかについては現段階ではまだ検討

する必要があるものと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（才川君） 榑 祐人 君

○質問者（榑君） 最後の4点目は、基金の状況について
であります。

令和4年度末の基金残高は、5億6,800万円余り
となっており、砺波市・南砺市の出資金は、砺波市が1億
1,200万円余り、南砺市が3億9,500万円余りと
なっております。

その割合は、約22対78となっており、平成16年の
市町村合併の名残りなのかもしれませんが、現在の人口割
で考慮しても不均一と言わざるを得ない状況かと思えます。

合併してから間もなく20年となりますが、両市の出資
割合の考え方について伺います。

併せて、正常な出資割合となる様な是正策について伺い
ます。

また、今後想定される大規模事業の見通しと、それに
備える基金のあり方について伺います。

○議長（才川君） 答弁を求めます。

管理者 夏野 修 君

○管理者（夏野君） 私からは、基金に関するご質問に一括
してお答えいたします。

本組合の基金は、元々は旧ふるさと市町村圏基金として

平成元年、2年に、当時の10市町村の出資金9億円及び富山県助成金1億円を合わせて10億円の基金として設置されたものであります。

その後、平成20年に国の基金事業に係る方針の転換がありまして、ふるさと市町村圏推進要綱自体が廃止され、その後の取組みは自主的な協議によることとされ、基金の取り扱いについて、その取り崩しは広域行政機構及び構成市町村の事業実施に必要な限度において取り崩すことができるというふうに定められたわけであります。

砺波広域圏では、基金設置後10億円の運用利子で若者の出会い系事業をはじめ、観光宣伝キャラバン等広域的で多様な地域振興のソフト事業を推進してまいりました。

しかしながら、金利低下による基金運用益の激減に伴い財政的に事業継続が困難となったことや、構成市でそれぞれに、より特色のある類似事業を展開したこともありまして、広域圏での事業継続については、所期の目的を達成したとの判断があり、平成27年度で基金事業を廃止したところであります。

基金事業廃止後の基金の取り扱いについては、出資元の県や構成市に返すのが一般的と考えられますが、当時、近い将来、わらび学園、ゴミ処理施設の整備等の財源とするため、広域圏で積み立てておくのが賢明ではないかとの判断が構成両市にあったことから、広域圏基金を残したものです。

当時、別に設置していた高等教育機関整備基金1億円につきましても、高岡法科大学設置時に一部取り崩して以降利用する機会がないため、同様に広域圏基金へ統合した

という経緯がございます。

このような経緯で積み立てた基金は、砺波市、南砺市で必要な時にそれぞれの判断で取り崩して、基金事業廃止時に予定していた各種事業に充ててきたという経緯があります。

元々、市町村数(均等割)というものと、人口割で積み立ててきたわけですから、南砺市の方が、そういう意味で多くなったわけです。砺波市を上回っているということです。さらには、両市がそれぞれに判断し、取り崩し額もそれぞれの市で判断したということで、砺波市の方が南砺市より多めに取り崩したという経緯もあります。そういったことで、南砺市の方の基金が多くあるという状態が現在の状況だと思っただけであればよいと思います。

なお、積み立て時のルールがあり、取り崩し時には県へ10パーセント返納しなければならないというルールがありますから、使う時まで持っていた方が「得」なわけがあります。そういったこともあり、広域圏基金として残したということです。

今、申し上げたことをお聞きになって、お分かりのように、こうした性質の基金でありますから、そもそも正常な出資割合という考え方は成り立ちません。また、不均一の指摘も的外れだと思います。

また、当然ながら人口に応じた割合に是正するという必要もないということになります。

そういった意味で、基金の性質について、もう一度ご理解いただきたいと思います。

また、もう一つの質問の今後想定される大規模事業の

見通しであります。15年延命の工事を行いましたクリーンセンターとなみの更新が想定されます。今は、延命化しただけですので、更新の時期がくると想定されます。

プラスチック資源循環促進法に基づく一括回収による影響やゴミの減量化等も考慮し、さらに人口減少が進む中で、果たしてこれまでどおりの2市の枠組みで考えれば良いのか、さらなる広域化や、民間等への委託が可能なのか等も含め、調査・研究していく必要があると考えております。

大型事業の今後のあり方については、もう少し時間がかかると思っています。いずれにしても、それとも関連しますが、大規模事業に対する基金のあり方につきましても、こうした議論の中で考えていくことになるものと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（才川君） 榊 祐人 君

○質問者（榊君） 以上で、質問を終わります。

○議長（才川君） これをもって通告による質問並びに質疑を終わります。

ほかに質疑はございませんか。

○議長（才川君） 質疑なしと認めます。これをもちまして、一般質問並びに質疑を終了いたします。

○議長（才川君） ただいま議題となっております議案第 10 号から議案第 12 号まで、並びに報告第 5 号、報告第 6 号、及び認定第 1 号、認定第 2 号につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

この際、委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後 4 時 25 分 休憩

午後 4 時 40 分 再開

○議長（才川君） これより、会議を再開いたします。

日程第 5 議案第 10 号から議案第 12 号まで、令和 5 年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算（第 1 号）外 2 件、並びに報告第 5 号、報告第 6 号、令和 4 年度砺波広域圏事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について外 1 件、及び認定第 1 号、認定第 2 号、令和 4 年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について外 1 件を議題といたします。

以上の案件につきましては、総務常任委員会に付託してありますので、その審査結果について総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 川辺 一彦 君

〔総務常任委員長 川辺 一彦 君 登壇〕

○総務常任委員長（川辺君） 総務常任委員会の審査結果とその概要について、ご報告申し上げます。

本定例会におきまして、当委員会に付託されました議案を審査するため、本日、午後4時30分から、夏野管理者をはじめ副管理者、会計管理者、関係所属長等の出席を得て、委員会を開催いたしました。

本定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、

議案第10号 令和5年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算（第1号）

議案第11号 令和4年度砺波広域圏事務組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第12号 令和5年度砺波広域圏事務組合水道事業会計補正予算（第1号）

報告第5号 令和4年度砺波広域圏事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第6号 令和4年度砺波広域圏事務組合一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

認定第1号 令和4年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和4年度砺波広域圏事務組合水道事業会計決算認定について

以上、議案3件、報告2件、認定2件であります。

当局から議案等の詳細な説明を受け、慎重に審査いたしました。

その結果、付託案件につきましては、それぞれ原案のとおり可決、承認、認定することに決したのであります。

なお、質疑、意見等については、十分にご了承のことと存じますので、省略させていただきます。

以上、総務常任委員長の報告といたします。

○議長（才川君） これより総務常任委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はございませんか。

○議長（才川君） 質疑なしと認めます。
これをもちまして、質疑を終わります。

○議長（才川君） これより討論に入ります。
討論の通告はありませんでした。討論なしと認めます。
以上で、討論を終結いたします。

○議長（才川君） これより採決に移ります。
まず、議案第10号、令和5年度砺波広域圏事務組合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。
お諮りいたします。本案に対する総務常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。総務常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（才川君） 起立全員であります。
よって議案第10号につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（才川君） 続きまして、議案第11号、令和4年度砺波広域圏事務組合水道事業会計未処分利益剰余金の処分について を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する総務常任委員長の報告

は原案のとおり可決であります。総務常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（才川君） 起立全員であります。

よって議案第 11 号につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（才川君） 次に、議案第 12 号、令和 5 年度砺波広域圏事務組合水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する総務常任委員長の報告は原案のとおり可決であります。総務常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（才川君） 起立全員であります。

よって議案第 12 号につきましては、原案のとおり可決されました。

○議長（才川君） 続きまして、報告第 5 号及び報告第 6 号、令和 4 年度砺波広域圏事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について外 1 件を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する総務常任委員長の報告は原案のとおり承認であります。総務常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（才川君） 起立全員であります。

よって報告第 5 号及び報告第 6 号につきましては、原案

のとおり承認されました。

- 議長（才川君）　続きますして、認定第1号及び認定第2号、令和4年度砺波広域圏事務組合一般会計歳入歳出決算認定について外1件を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する総務常任委員長の報告は原案のとおり認定であります。総務常任委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- 議長（才川君）　起立全員であります。

よって認定第1号及び認定第2号につきましては、原案のとおり認定されました。

- 議長（才川君）　次に、日程第6　閉会中の継続審査について　を議題といたします。

議会運営委員長及び総務常任委員長から会議規則第69条の規定により、お手元に配付いたしました閉会中の継続審査申出一覧表のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。議会運営委員長及び総務常任委員長から申し出のとおり、それぞれ調査が終了するまで、これを閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（才川君）　ご異議なしと認めます。よって議会運営委員長及び総務常任委員長の申し出のとおり、それぞれ調査が終了するまで、これを閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長（才川君） 以上で、本定例会に付議されました全議案を議了いたします。

○議長（才川君） 副管理者から、ごあいさつがあります。

副管理者 田中 幹夫 君

〔副管理者 田中 幹夫 君 登壇〕

○副管理者（田中君） 砺波広域圏事務組合議会8月定例会の閉会に当たりまして、一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

今定例会に提出いたしておりました令和5年度一般会計補正予算をはじめとする諸案件につきまして、可決・承認・認定をいただき、誠にありがとうございました。

管理者の冒頭の提案理由にもございましたが、7月12日から13日にかけての記録的な大雨により、圏域内でも大きな犠牲と被害がございました。

なかでも、本組合の新最終処分場の建設地選定等で地元との調整にご尽力していただきました赤池議員が犠牲となられたことは誠に残念でなりません。

赤池議員が愛された、郷土の一日も早い復興に努めてまいる所存であります。引き続き、議員各位のご支援をお願いいたします。

また、新最終処分場につきましては、圏域内になくはない施設の整備であります。しっかりと議論し、進めていきたいと考えております。

その他、水道事業や急患センター運営事業等につきましても、住民生活に密着した事業であり、住民の安全・安心

のため、円滑な推進に努めてまいり所存でございます。

議員各位におかれましては、まだまだ暑い日が続きますけども、ご健康にご留意され、砺波広域圏発展のために変わらぬ、ご指導を心からお願い申し上げまして、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（才川君） これをもちまして、令和5年8月砺波広域圏事務組合議会定例会を閉会いたします。

皆さま、どうもご苦勞様でした。

午後4時51分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年8月30日

議長

才川 均一

署名議員

志 輔 裕一

署名議員

川 辺 一 彦